

【静岡市交通遺児等福祉手当条例施行規則の一部改正（案）の概要】

1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の施行に伴い、静岡市交通遺児等福祉手当条例（平成 15 年静岡市条例第 152 号）による交通遺児等福祉手当の認定の申請及び受給資格の変更の届出に係る事務についてマイナンバーを活用することとなり、規則に規定する様式の一部に個人番号欄を設ける必要が生じたため。

2 改正の概要

- (1)交通遺児等福祉手当受給資格の変更の届出義務として受給者の個人番号が変更されたときを追加することとした。
- (2)添付書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができることとした。
- (3)交通遺児等福祉手当認定申請書に申請者の個人番号欄を設けることとした。
- (4)交通遺児等福祉手当認定（認定申請却下）通知書（裏）の受給者へのお知らせ事項の文言を修正することとした。
- (5)交通遺児等福祉手当認定申請書及び現況報告書に、当該事務に関し、税務情報その他認定に必要な情報を静岡市が調査することの同意に関する文言を追加することとした。
- (6)交通遺児等福祉手当受給資格変更届出書に個人番号欄を設けるとともに、受給資格変更の理由の追加、注意事項の整理等を行うこととした。

3 施行日

平成 28 年 4 月 1 日